

■ ■ ■ 特許法（その4） ■ ■ ■

● 出願から特許取得までの流れ

特許は、出願しただけでは権利を取得できない

教科書 86 頁～

[1] 審査

まず、書類が手続的・形式的な要件を満たしているかの確認が行われる

出願後は として できる（秘密にしておく必要はなくなる）



出願の日から を経過したら される



[2] 審査

..... に内容の審査をしてもらう（少なくとも 円が必要）

審査を受けるためには 以内に を行う

∴ 特許の中には の必要がないものもあるから

（例：実際に売りだしてみたものの、まったく ）

（例：出願後に が開発され、権利化する価値が無くなった）

* この手続を行わないと、出願は されたものとみなされる



[3] 特許

発明に 性や 性が認められた場合 : 特許が付与される

審査請求が された場合 : 書や 書を提出して争う